

市長等の措置に係る通知書

（土木部）

2013年3月22日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年月日
1	<p>（下水道施設課） 施設の管理は適切か （1）施設の目的外使用許可につ いて 目的外使用に係る使用料の算 出に誤りがあるものがあつたの で、今後の事務を執行するに当 たり、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>今後の執行に当たりましては、規定に基づ く適切な使用料の算出を行い、適切な執行を 行います。</p>	<p>2013年 4月1日</p>

市長等の措置に係る通知書

（土木部）

2013年3月22日監査執行

No	指 摘 事 項	措 置 の 状 況	改 善 又 は 検 討 の 目 標 年 月 日
1	<p>（土木維持課） 委託料の執行は適正か 委託業務の主要な部分を再委託しているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>委託業務の主要な部分を再委託しているものについては、受託者である公益法人の全庁的なあり方の検討状況を踏まえ、検討してまいります。</p>	<p>2014年 4月1日以降</p>